



熱中症予防対策が義務化 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施中

厚生労働省では、5～9月まで「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しています。近年、熱中症による死亡者数が1年間で30人程度の状況が続いており、暑さ指数(WBGT)に応じた熱中症予防対策や、適切な措置が行える体制の整備などを重点的に呼びかけています。

また、同省では熱中症の重篤化を防止するため、職場で熱中症の自覚症状やそのおそれがある人を早期に発見し、

適切な対策を採ることを罰則付きで義務づける方針を決定(6月1日施行)。対象はWBGTが28以上か、気温が31度以上の環境で、連続1時間以上または1日4時間以上の実施が見込まれる作業です。

熱中症は体が暑さにまだ慣れていない6月から増え始め、約8割が7～8月に集中しています。職場における熱中症予防対策を万全にお願いします。

熱中症の応急処置

Check 1

熱中症を疑う症状がありますか？

(めまい、失神、筋肉痛、大量の発汗、頭痛、吐き気、意識障害、けいれん など)

YES

Check 2

呼びかけに応えますか？

NO

救急車を呼ぶ

YES

涼しい場所へ避難させ、服をゆるめ体を冷やす

Check 3

水分を自力で摂取できますか？

NO

涼しい場所へ避難させ、服をゆるめ体を冷やす

YES

経口補水液などを補給する

Check 4

症状がよくなりましたか？

NO

医療機関へ

YES

そのまま安静にさせ十分に休息をとらせ、回復したら帰宅させましょう

救急車が到着するまでの間に応急処置を。
意識がないのに、無理に水を飲ませてはいけません。

首、脇の下、太もものつけ根を集中的に冷やしましょう。



本人が倒れたときの状況を知っている人が付き添って、発症時の状況を伝えましょう。